

## 鶴岡市災害復旧工事入札等実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する災害復旧に係る建設工事(以下「災害復旧工事」という。)の請負契約において実施する一定の資格要件を満たした者による一般競争入札(以下「災害復旧型一般競争入札」という。)等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 災害復旧型一般競争入札の対象となる災害復旧工事は、予定価格130万円を超える土木一式工事等である災害復旧工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に緊急を要するもの、施工上特殊な専門技術(特許工法等を含む。)を必要とするもの等随意契約によるべき災害復旧工事及び第6条に規定する入札参加者の資格以外の条件を付す必要がある災害復旧工事については、災害復旧型一般競争入札の対象としない。

### (入札の公告等)

第3条 市長は、災害復旧型一般競争入札を実施するときは、鶴岡市契約に関する規則(平成17年鶴岡市規則第54号。以下「規則」という。)第15条の規定により公告するとともに、その周知を図るものとする。

### (予定価格の公表)

第4条 市長は、予定価格を入札公告時に入札公告書により公告するものとする。

### (最低制限価格)

第5条 市長は、災害復旧型一般競争入札においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けないものとする。

### (入札参加者の資格)

第6条 災害復旧型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 規則第26条第2項に規定する競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (2) 鶴岡市内に本店を有する者であること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により土木一式工事等に係る建設業の許可を受けていること。
- (4) 契約締結予定日に有効な土木一式工事等に係る建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (6) 鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年鶴岡市訓令第35号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までの間に、鶴岡市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。

第7条 災害復旧型一般競争入札については、鶴岡市建設工事指名競争入札参加者審査委員会規程（平成17年鶴岡市訓令第30号）に規定する審査会は要しないものとする。

（入札参加資格の確認申請書等の提出）

第8条 災害復旧型一般競争入札への参加を希望する者は、当該工事ごとに災害復旧型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）2部及び必要書類（以下「確認申請書等」という。）を所定の期日までに市長に提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第9条 入札参加資格の有無は、契約担当課の長が確認を行うものとする。

- 2 入札参加資格があると認められた場合は前条の申請書1部に受付印を押印し、提出者に返却する。
- 3 入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格のうち要件を満たさない項目及び要件を満たさない理由を口頭又は書面により通知するとともに、当該理由についての説明を求めることができる旨を教示するものとする。
- 4 入札参加資格がないと認められた者は、所定の期日までに、市長に対して、入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができる。
- 5 市長は、前項の規定により説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

（設計図書等の閲覧及び配付）

第10条 市長は、当該災害復旧工事に係る設計図書等（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するものとする。ただし、必要と認めるときは、別に定める方法により希望者に交付するものとする。

- 2 入札参加資格があると認められた者は、設計図書等に関し質問があるときは、所定の期日までに設計図書に関する質問書（様式第2号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の質問書を受領したときは、質問者に設計図書に関する回答書（様式第2号の2）により回答するとともに、質問及び回答の内容を閲覧に供するものとする。

(入札の無効)

第11条 入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第12条 入札保証金及び契約保証金は、規則第3条の規定による。

(入札者がいないとき)

第13条 第3条の規定により公告したにもかかわらず入札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約に移行するものとする。ただし、設計図書等の見直しを必要とする場合はこの限りではない。

(契約を希望する者の資格)

第14条 前条により契約を希望する者(以下「見積参加者」という。)の資格は、第6条(第2号を除く。)に規定する入札参加者の資格とする。

(見積参加者の公募)

第15条 市長は、第13条本文の規定により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を一般に周知せしめるような適当な方法によって公告し、見積参加者を募るものとする。

- (1) 見積参加者の資格
- (2) 見積書(様式第3号)の提出場所及び提出期限
- (3) 設計図書等
- (4) 予定価格(第4条の規定により公告した額と同額)
- (5) 工期は協議のうえ決定する旨
- (6) 契約の相手方の決定方法

(見積書の提出)

第16条 見積参加者は、予定価格の範囲内の見積書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。